

春日井市子ども会活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、地域社会における健全な児童生徒の育成を図るため、予算の範囲内で、子ども会等に対し補助金を交付するものとし、その交付については春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「地域子ども会」とは、地域子ども会育成基準（平成4年4月1日施行）に適合する子ども会であって、当該年度の4月1日において活動しているものをいう。

2 この要綱において「子ども会等」とは、春日井市子ども会育成連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）及び地域子ども会をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の事業とする。

(1) 連絡協議会が行う次の事業

- ア 子ども会相互の交流及び普及に関する事業
- イ 指導者及び年少リーダーの育成及び研修に関する事業
- ウ ブロック子ども会の活動に関する事業
- エ 連絡協議会の運営に関する事業

(2) 地域子ども会が行う事業

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、補助事業に要する経費（前条第1号の事業にあっては、同号アからエまでの事業に要する経費の総額）のうち次の経費とする。

- (1) 報償費、旅費、需用費（食糧費、消耗品費、印刷製本費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、保険料及び広告料）、委託料並びに使用料及び賃借料
- (2) 前号の経費のほか、市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助の対象となる経費に相当する額以内の額とし、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 第3条第1号に定める事業 当該年度の4月1日に連絡協議会に加入している子ども会の数に21,000円を乗じて得た額
- (2) 第3条第2号に定める事業 当該年度の4月1日に当該地域子ども会の会員である子どもの数に500円を乗じて得た額に5,000円を加えた額

(申請の期日)

第6条 規則第3条に規定する申請の期日は、当該年度の5月31日とする。

(申請書に添付すべき書類)

第7条 規則第3条第3号の規定により補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 規約
- (2) 申請する年度における加入者名簿（地域子ども会にあっては、会員名簿）
- (3) 年間を通じて会員の事故等を補償する保険に加入していることを明らかにする書類（連絡協議会に加入していない地域子ども会に限る。）

(申請の取下げができる期間)

第8条 規則第5条第1項の規定により申請の取下げができる期間は、交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

(補助金の交付方法)

第9条 補助金は、規則第4条の補助金の交付決定をした後、子ども会等の請求に基づき当該交付決定額の全額を交付し、規則第10条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後に精算する。

(実績報告)

第10条 規則第9条の実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、申請のあった年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支報告書

(検査等)

第11条 市長は、子ども会等に対し、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において、補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
(春日井市子ども会活動推進事業等補助金交付要綱及び地域子ども会活動補助金交付要綱の廃止)
- 2 春日井市子ども会活動推進事業等補助金交付要綱（平成13年4月1日施行）及び地域子ども会活動補助金交付要綱（平成4年4月1日施行）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 廃止前の春日井市子ども会活動推進事業等補助金交付要綱及び地域子ども会活動補助金交付要綱に基づき交付を受けた補助金の実績報告については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。